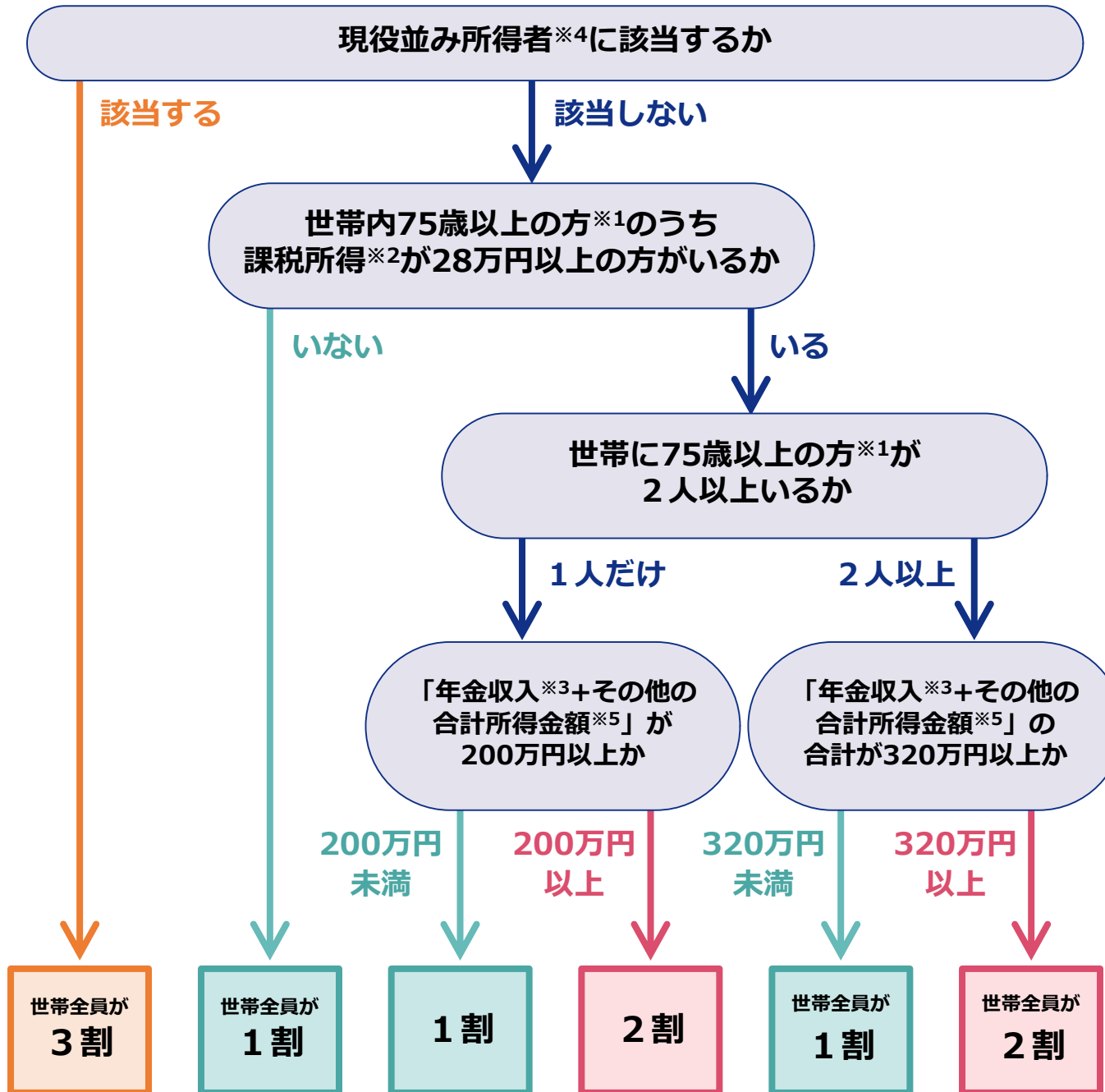


窓口負担 2 割の対象となるかどうかの主な判定の流れ



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは 75歳以上の方(65～74歳で一定の 障害の状態にあると広域連合から 認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」 の額(前年の収入から、給与所得 控除や公的年金等控除、所得控除 (基礎控除や社会保険料控除等)を 差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や 障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上かつ収入額の 合計が、383万円(単身世帯の場合。 複数世帯の場合は、520万円) 以上で、医療費の窓口負担割合が 3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、 必要経費や給与所得控除等を 差し引いた後の金額のことです。